

宇部市障害福祉施設就労者支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市内（以下「市内」という。）の障害福祉サービス等を提供する事業所等（以下「事業所等」という。）に支援員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する者をいう。）として新たに就労する者に対し、助成金を交付することにより、障害福祉人材を確保するとともに、事業所等の安定したサービス提供を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所等

次のいずれかに該当する別表第1に掲げるものをいう。

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定するサービスを行う事業所及び相談支援事業を行う事業所
- イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援を行う事業所及び相談支援事業を行う事業所
- ウ 宇部市日中一時支援事業実施要綱及び宇部市移動支援事業実施要綱に規定する日中一時支援事業及び移動支援事業を行う事業所

(2) 常勤支援員

事業所等に勤務し、利用者に直接支援を行う常勤の支援員をいう。

(3) 新たに就労する者

今までに市内の事業所等に常勤支援員として就労したことがない者をいう。

(4) 基準日

当該年度の4月1日をいう。

(助成金の対象者)

第3条 助成金の対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当している者とする。

- (1) 基準日以後に、市内の事業所等へ常勤支援員として新たに就労する者、又は基準日の前年度に次条第1号に規定する助成金の交付決定を受けている者
 - (2) 本市の住民基本台帳に記録されている者
 - (3) 市税等を滞納していない者
 - (4) 常勤支援員として新たに就労し、1年以上継続して勤務する者又は次条第1号に規定する助成金の交付決定を受け、なお1年以上継続して勤務する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成金の対象とならない。
- (1) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けた者
 - (2) 宇部市の他の類似の助成制度を利用した又は利用する予定にある者

- (3) 事業所等の経営又は運営をする法人等の内部における異動により市内の事業所等に新たに就労した者
- (4) 市内の事業所等に常勤支援員として就労したことがある者
- (5) 宇部市暴力団排除条例(平成23年宇部市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員密接関係者
- (6) その他市長がこの要綱による助成金の交付を受けることが適当でないと認める者

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とし、当該各号の助成金の交付回数は、1人につき各1回を限度とする。

- (1) 市内の事業所等に常勤支援員として新たに就労し、1年以上継続して勤務する場合 5万円
- (2) 前号に規定する助成金の交付を受けた者で、市内の事業所等に新たに就労を開始した日から起算して1年勤務し、なお1年以上継続して勤務する場合 5万円

(助成金の申請)

第5条 前条第1号の助成金の交付を受けようとする者は、事業所等に常勤支援員として就労を開始した日から30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市障害福祉施設就労者支援助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 宇部市障害福祉施設就労者支援助成金新規就労証明書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前条第1号の助成金の交付を受けた者は、事業所等に常勤支援員として就労を開始した日から1年経過後に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市障害福祉施設就労者支援助成金就労継続証明書(様式第6号)

3 前条第2号の助成金の交付を受けようとする者は、事業所等に常勤支援員として就労を開始した日から1年経過後の30日以内に、前号の書類とともに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市障害福祉施設就労者支援助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 前条第2号の助成金の交付を受けた者は、市内の事業所等に新たに就労を開始した日から起算して2年経過後に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市障害福祉施設就労者支援助成金就労継続証明書(様式第6号)

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受け付け、申請書類の内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、宇部市障害福祉施設就労者支援助成金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、宇部市障害福祉施設就労者支援助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金交付決定の取消し及び助成金の返還等)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったときなど、不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 第4条各号の規定による、1年以上継続して勤務ができなかったとき。

(3) この要綱の規定のほか、当該助成金の交付決定の内容に違反したとき。ただし、災害その他やむを得ない理由によるものであると市長が認めた場合は、この限りでない。

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、宇部市障害福祉施設就労者支援助成金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 前項の規定により、助成金の取消通知を受けた交付決定者は、指定された期日までに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に決定する助成金について適用し、同日前に決定した助成金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に決定する助成金について適用し、同日前に決定した助成金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

根拠法令等	事業所
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	居宅介護事業所
	重度訪問介護事業所
	同行援護事業所
	行動援護事業所
	療養介護事業所
	生活介護事業所
	短期入所事業所
	重度障害者等包括支援事業所
	施設入所支援事業所
	自立訓練事業所
	就労移行支援事業所
	就労継続支援事業所
	就労定着支援事業所
	自立生活援助事業所
共同生活援助事業所	
相談支援事業所	
児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童発達支援事業所
	医療型児童発達支援事業所
	放課後等デイサービス事業所
	居宅訪問型児童発達支援事業所
	保育所等訪問支援事業所
	相談支援事業所
宇部市日中一時支援事業実施要綱及び宇部市移動支援事業実施要綱	日中一時支援事業所
	移動支援事業所